

本市の成年後見制度利用促進の全体概要について

(1) 中核機関の設置について

- ・中核機関設置時期 令和3年10月1日
- ・設置主体 久留米市

① 中核機関の機能について

ア 広報機能

成年後見制度に関する情報発信、講演会等の開催など、市民、関係団体等を対象として、制度利用等に関する幅広い広報及び啓発を行う。

イ 相談機能

市民等からの来所、電話又は訪問による相談の対応をする。

ウ 受任調整機能

- ・受任調整会議の実施

高齢者や障害者等で成年後見制度の利用が必要な対象者に対し、対象者の状況に応じて適切な成年後見人等が選任されるよう弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等から選任された委員からの助言をもとに受任候補団体、成年後見人等候補者の選任をする。

- ・受任調整会議開始時期 令和4年 1月 1日（予定）

エ 後見人支援機能

- ・後見人等の基本的な事務に関する相談

身上保護、財産管理、福祉に関する相談の対応、法的な相談につなぐ対応、チーム支援に関する研修や周知、後見人と関係機関のコーディネート、新規親族後見人を対象に報告書の書き方の研修を行う等

- ・法律課題など高度な専門性を要する相談

成年後見センターが課題整理を行った上で 弁護士、司法書士へつなぐ。

- ・家裁に後見人支援についてのチラシを設置し、親族後見人へ中核機関の機能を周知し、親族後見人の不安を解消する。

オ 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みと成年後見制度の広報、チームによる支援などの機能をもつ地域連携ネットワークを構築する。

構築にあたって、当面は年1回の研修会等（事例検討会、成年後見制度の講演、チーム支援など）を実施する。

カ 市町村の成年後見制度利用促進を調査審議させる機関の設置

チームに対し専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化できる協議会として、久留米市成年後見推進協議会を位置づける。

※ウ、カ : 久留米市が事務局を担う。

ア、イ、エ : 久留米市から久留米市成年後見センターに委託。

オ : 久留米市、成年後見センターが共同で実施する。

本市の中核機関における個別スキーム（受任者調整等）の修正（案）について

1 中核機関設置における個別スキーム（特に受任者調整）についての意見について

中核機関において求められている受任者調整を中心とした個別スキームを検討するため、令和元年 12 月、令和 2 年 7 月及び 10 月に受任者調整デモ会議を開催するとともに本協議会でも議論を重ね、6 月に開催した第 1 回成年後見推進協議会においても意見が出されているところ。

また、今年度 7 月から 8 月にかけて、受任調整に関して 3 士会及び家裁久留米支部と協議を行い、各団体より意見をいただいたところである。これらの意見は以下のとおり。

① 令和 3 年度第 1 回成年後見推進協議会での中核機関スキームの修正・見直し等についての意見

No	項目	内容
1	受任調整会議後の団体への調整	○第 1 候補と第 2 候補同時に団体調整を依頼するのではなく、第 1 候補に依頼し調整が難しい場合、第 2 候補に依頼を行われるほうがよい。
2	緊急で受任調整会議にかけられない場合の受任調整	○メール等で個人情報を排除した情報流して、専門職団体に判断を仰ぐ、コメントをもらう方法で行ってはどうか。事例について情報提供があれば、専門職の目で判断することができるので、メールで三日以内の回答について依頼があれば対応できると思う。また、電話での助言も可能であると思う。
3	緊急事態宣言等での受任調整会議開催	○遠隔のほうがタイムリーに行えるのであれば、プライバシーに配慮しながら遠隔で実施したほうがよいのではないかと。 ○Zoom で実施すると、全体像として整理がしづらいため、基本的には集合のほうが望ましいと思う。ただし、緊急事態宣言が発出された際などは、やり残すよりは Zoom で実施するほうがよいと思う。
4	受任調整会議の日程の固定	○成年後見推進協議会内で日程を決定するのではなく、委員が決まってから協議で決めていただくのがよい。
5	受任調整会議での採決方法	○決定は出席者全員の賛成が必要となっているが、一つの会が反対すると決まらないということが起こりうるのではないかと。 ○最終的に全員の賛成を前提とするが、全員が賛成しなかった場合どのように対応するか。
6	受任調整会議後の個別案件の相談	○受任調整会議とは別なので、議事録等は作成されず、非公開となるのか。
7	受任調整スキームの可視化	○受任調整にあたってのフロー図は作成した方がよい。

② 各専門職団体、家裁からの意見

No	項目	団体	内容
8	受任調整会議の委員について	社会福祉士会	○受任調整会議の委員については、委員に選出される人物像としては地域の実情を知っている人が想定されると思うが、委員に選出されると候補者に選出されないのであれば、地域の実情を知っている人が担い手にならない状況となる。複数の委員（3名程度）選任をお願いしたい。 ○社会福祉士会としては3名の委員を交代で参加させたい。また、最初の1から2回は2名の参加をお願いしたい。
9	受任調整会議後の成年被後見人等との面談	社会福祉士会	○受任候補者決定前のマッチングについて、対象者と面談することで、後見人等候補者から断られるケースがあるのではないかと危惧する。
10	受任調整会議後の団体への候補者調整	弁護士会	○市から、会への候補者依頼の際に送られるアセスメント等の資料が個人情報情報を排除されたものである場合は、利益相反の確認ができないことになる。 ○受任調整会議で選出された候補者について、利益相反でないか家裁で確認してもらえるのであれば、久留米市のスキームで対応可能。
11	受任調整会議の委員について	弁護士会	○所要時間が2時間程度で、開催日固定であれば1人よりも複数選出の方がよいと思う。また、委員を複数選出するよりも、予備委員（代理）を選任することとし、会議への出席が難しくなった場合の代理を可としてほしい。代理が出席する際、委任状なしで対応していただきたい。
12	受任調整会議での候補団体の決定	弁護士会	○第2候補団体まで選出する必要はあるか。第1候補団体が断る前提ではないか。第1候補団体からの選出を義務化は難しいと思うが、努力義務とすることはできないか。
13	受任調整会議での候補団体の決定	司法書士会	○受任調整会議はどの団体が適切であるか協議するものであるため、選任する団体は1団体ではないか。選任された団体が責任を持たなければいけないと思う。
14	家裁の受任調整における個人情報保護	家裁	○裁判所から各団体に対する情報提供内容については、現在福岡本庁で匿名化を検討しており、3士会に意見を求めているところである。
15	家裁における利益相反確認	家裁	○利益相反の確認については、現在、候補者本人に申立書類を確認してもらっている。（家事事件手続法に基づく閲覧） ○利益相反の確認は、候補者が決まった後、家裁でも行っているが、中核機関で確認してもらったほうが時間ロスが少なくなる。
16	後見人支援について	家裁	○親族後見人に対する周知について。窓口へのチラシ設置であること、久留米支部管轄市町村に居住する方にもチラシが渡ることについて了承いただきたい。

2 中核機関スキーム（最終案）

1の意見を踏まえ、次のように修正する。

項目 1	項目 2	修正前	修正案	備考
広報機能		○パンフレット等の作成、配布 ○市民、関係者向け講演会の開催 ○中核機関に関するチラシの作成、配布。 配布先：庁内、コミュニティセンター、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等	変更なし	
相談機能		○相談窓口の設置（成年後見センター職員、必要に応じて専門職が対応）	○相談窓口の設置（成年後見センター職員、必要に応じて専門職が対応） ○相談対象は、原則として久留米市内に在住する成年被後見人等およびこれに準ずる者	意見 No. 16
受任調整機能	受任調整会議から申立までの流れ		別紙 1（フロー図）参照	意見 No. 7
	受任調整対象		○久留米市内に在住する成年被後見人等およびこれに準ずる者	意見 No. 16
	受任調整会議開催頻度	○毎月 1 回開催（ケースがない場合は開催しない）。	変更なし	
	受任調整会議日程	第 3 火曜日（第 3 火曜日が祝日となる場合は翌水曜日） 13 時 30 分から実施	○日程は固定とするが、時間は委員が決まり次第、後日調整する。	意見 No. 4
	緊急事態宣言等発令中における受任調整会議の開催		○緊急事態宣言等が発令された場合も感染に配慮しながら手法については状況を見ながら実施する。	意見 No. 3
	受任調整会議委員構成	3 名以上で構成。 (1) 福岡県弁護士会が推薦する弁護士 (2) 福岡県司法書士会が推薦する司法書士 (3) 福岡県社会福祉士会が推薦する社会福祉士	○福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡県社会福祉士会から 3 名以内の委員を推薦する。 ○会議への参加は各会 1 名とし、3 名以上で構成するものとする。市長が特に認める者	意見 No. 8、11

	(4) その他市長が特に認める者（家庭裁判所職員のオブザーバー出席あり）	も委員として選任することができる。 ※家裁、県社福祉会の当日出席予定委員以外の出席者はオブザーバー出席を想定。	
受任調整会議参加の連絡		○受任調整会議へ出席する委員は、原則として、会議開催 2 週間前までに事務局に、連絡する。	意見 No. 8、11
受任調整会議委員任期	○2 年（再任有）	変更なし	
受任調整会議委員の謝金	○旅費を含み 5, 500 円/回	変更なし	
受任調整会議の対象ケース	○当初は、受任調整会議の対象ケースは、申立の直前までの準備ができたケースで、市長申立に限定	変更なし	
受任調整会議対象ケースの締め切り	○会議実施前月末日（末日が土日祝日であれば、その月内の最終営業日）に締め切り	変更なし	
受任調整会議の委員への資料送付	○対象ケースの資料は会議開催 1 週間前までに送付	変更なし	
受任調整会議及び調整会議後の団体個別調整時の個人情報情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 受任調整会議において、個人名や入所施設等の固有名詞を伏せ、資料は回収しない。 委員から個人情報保護に係る誓約書の提出を求める。 	<p>○<u>受任調整会議資料</u> 個人名や入所施設等の固有名詞、個人を特定できる情報を伏せたもの。資料は回収しない。</p> <p>○<u>受任候補団体への送付資料</u> 受任調整会議資料と同様。</p> <p>○<u>成年後見人等候補者への送付資料</u> 個人情報全てを確認できる資料を送付。 事前に、ケース担当者が成年被後見人等から、「個人情報の外部提供の同意書」（別紙 2）を取得する。「個人情報の外部提供の同意書」が受理できない場合には、久留米市個人情報保護条例第 9 条第 3 項第 3 号に定める規</p>	意見 No. 10

			<p>定を適用する。</p> <p>なお、事務局に対し「成年後見人等候補者の同意書」（別紙3）、「個人情報保護の同意書」（別紙4）、「利益相反がないことの確認書」（別紙5）の提出を求める。</p> <p>利益相反であった場合や、特段の事情がある場合、事務局から送付した資料は返送し、あわせて「個人情報保護の同意書」（別紙4）を事務局へ提出する。</p>	
受任調整会議 成立要件	○2/3 の出席		変更なし	
受任者調整会議での選考	<p>○原則、専門職種、法人後見又は市民後見人の決定まで（個人や法人後見先の推薦ではない。ただし、緊急を要する案件等は個人や法人後見の推薦もあり得る）</p> <p>○第2候補まで決定する</p>		変更なし	意見 No. 7
受任調整会議 決定方法	出席者全員の賛成		○会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成で決定する。	意見 No. 5
受任調整会議 後の流れ	<p>○所属団体へ候補者の選任を依頼。候補者選任後、申立書の成年後見人等候補者欄に記載し、申立を行う。</p> <p>○第1、第2候補団体どちらからも候補者の選任がなかった場合は再度受任調整会議において協議することとする。</p>		<p>○所属団体へ候補者の選任を依頼。候補者選任後、申立書の成年後見人等候補者欄に記載し、申立を行う。</p> <p>○第1候補の調整が難しい場合、第2候補に依頼を行う</p> <p>○第1、第2候補団体どちらからも候補者の選任がなかった場合は家庭裁判所の判断に委ねる。</p>	意見 No. 1
受任調整会議 後の専門職団体の回答期間	○専門職団体への候補者推薦依頼から候補者の選定の期限の目安は2週間程度		変更なし	
成年被後見人等と利益相反である場合			○成年後見人等候補者と成年被後見人等に利益相反関係があった場合は、同団体から再度	意見 No. 10

			別の候補者の選任を依頼する。	
	受任調整会議後の専門職団体からの回答方法		○成年後見人等候補者の選任依頼があった専門職団体は「成年後見人等候補者回答書」(別紙6)を2週間以内に事務局へ提出する。	
	受任調整会議で決定されない場合の対応	○会議で決定しない場合は、事務局で委員へメール等で相談し調整する。	変更なし	
	緊急時等受任調整会議にかけられない場合の対応	緊急を要する案件は随時、直接専門職団体の窓口へ相談する。	○成年被後見人等の福祉を図るため等審判の請求に急を要する場合は、中核機関から委員に対しメールまたは電話で助言を求めることができる。	意見 No. 2
	受任調整会議終了後のケース協議	○受任調整会議終了後において、必要がある場合はケース協議を実施。	○受任調整会議終了後において、必要がある場合はケース協議を実施。 ○会議は非公開とする。	意見 No. 6
	受任調整会議後の成年後見人等候補者と対象者の面談	○該当団体からの推薦後、必要に応じて、後見人候補者と被後見人候補者との面談を実施。	変更なし	意見 No. 9
後見人支援機能	後見人支援対象		○久留米市内に在住する者およびこれに準ずる者を成年被後見人等に持つ成年後見人等とする。	意見 No. 16
	後見人支援機能分担	○後見人等の基本的な事務に関する相談…成年後見センターが対応 ○法律課題など高度な専門性を要する相談…成年後見センターが課題整理を行った上で弁護士、司法書士へつなぐ。	変更なし	
	後見人支援・広報	○親族後見人への支援のため、親族後見人が家裁へ定期報告を提出時、家裁から親族へチ	変更なし	

		<p>ラシを渡してもらい、相談窓口の周知に努める。</p>		
<p>地域連携ネットワーク</p>		<p>○権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みと成年後見制度の広報、チームによる支援などの機能をもつ地域連携ネットワークを構築する。</p> <p>○当面は年1回の研修会等（事例検討会、成年後見制度の講演、チーム支援など）。</p>	<p>変更なし</p>	
<p>協議会</p>		<p>○中核機関における「成年後見制度利用促進に関する協議・検討を行う」機関としては、久留米市成年後見推進協議会を位置付ける。</p>	<p>変更なし</p>	